

## 【35用語】

嘯集（しょうしゅう）…嘯聚に同じ。互いに呼び合って集まること、又は呼び集めること

客月（かくげつ）…先月、前月

梗塞（こうそく）…ふさがること、ふさがって通じないこと

儉素（けんそ）…儉約して質素なこと

畢竟（ひつきよう）…つまり、結局、ついには

奸徒（かんと）…悪人の一味、悪者ども、よからぬ輩

細民（さいみん）…下層民、貧しい人々、貧民

教唆（きようさ）…人をそそのかすこと、人を煽動し故意に悪事をなさしむること

所為（しよい）…すること、しわざ、振る舞い

前陳（ぜんちん）…前に述べたこと、前述

巡邏（じゅんら）…巡回して警備すること、見回り

挙動（きようどう）…立ち居振る舞い、しわざ、様子

## 【35解説】

群馬県内では明治十六年（一八八三）三月から十二月にかけて、北甘楽郡・南勢多郡・東群馬郡・西群馬郡などの人民らが各所に集合し、借金の棒引きを求めて生産会社（銀行を兼ねた金融機関）の脅迫や家屋の破壊などを計画する事件が頻発した。こうした不穏な情勢を察知した各郡役所では、警察署などと連携を図りながら、その鎮撫、取締りに当たった。

本文書は明治十六年十二月、西群馬郡京目村（高崎市）や碓氷郡板鼻駅（安中市）周辺の村民らが起こした騒擾事件に関するもので、群馬県令がこの事件の鎮静に至るまでの経過を内務省へ内申した際の文案である。ちなみに京目村農民らの嘆願内容は、明治十六年度第三期地税の延納願いであったが、これを郡役所が却下したため、それを不満とする京目村などの農民が寺社に結集して騒動を引き起こそうとしたものであった。なお、これら騒擾事件の延長線上に翌十七年に起こった群馬事件や秩父事件という民権運動激化事件がある。